

# 山口県報

平成23年  
12月20日  
(火曜日)

## 目 次

条例	一
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	一
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	二
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	二
山口県社会福祉事務所設置条例の一部を改正する条例	三
山口県立都市公園条例の一部を改正する条例	三

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第三十号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（警察作業手当の特例）

3 第三十四条第一項に規定する職員が、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するため、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定により警戒区域に設定された区域その他の人事委員会が定める区域において行う人事委員会が定める作業に係る警察作業手当の額は、第三十四条第二項の規定にかかわらず、一日につき二万円の範囲内で人事委員会が定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第三十一号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年山口県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二条 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第二号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第三十二号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表二十四の項の次に次のように加える。

三四二 の十	喀痰吸引等 研修機関の 登録に關する 事務	二四二 の十	特定行為事 業者の登録 に關する事 務
喀痰吸引等 研修機関の 登録申請手 料	喀痰吸引等 研修機関の 登録申請手 料	特定行為事 業者登録申 請手数料	特定行為事 業者登録申 請手数料
新の喀痰吸引等 登録又は登録の更 新	喀痰吸引等 研修機関の 登録又は登録の更 新	社会福祉士及び介護 福祉士法(昭和六十 二年法律第三十号) 附則第二十条第一項 の特定行為業務の登 録	社会福祉士及び介護 福祉士法(昭和六十 二年法律第三十号) 附則第二十条第一項 の特定行為業務の登 録
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
三千二百円	三千二百円	三千二百円	三千二百円

附 則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

山口県社会福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十三号

山口県社会福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

山口県社会福祉事務所設置条例(昭和二十九年山口県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中、「大島郡 玖珂郡」を「玖珂郡」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十四号

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表山口県立江汐公園の項及び柳井ウエルネスパークの項を削る。

第十四条第一項中「、山口県立火の山公園」を削る。

別表第一中「山口県立江汐公園」及び「柳井ウエルネスパーク」を削る。

別表第二山口県立江汐公園の項及び柳井ウエルネスパークの項を削る。

別表第三柳井ウエルネスパークの項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（山口県使用料手数料条例の一部改正）

2 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の8の表八の項中「江汐公園」、「火の山公園」及び「柳井ウエルネスパーク」を削る。